

あなたの自立を支援します

障 害 者 福 祉
の し お り

令和5年8月
西脇市福祉事務所



◇相談の窓口

西脇市役所	1
西脇市障害者基幹相談支援センター ういーぶねっと	2
障害者相談支援センター「ぱれっと」	2
西脇市社会福祉協議会	3
加東健康福祉事務所（保健所）	3
兵庫県立身体障害者更生相談所	3
兵庫県立聴覚障害者情報センター	3
兵庫県立知的障害者更生相談所	4
兵庫県加東こども家庭センター	4
ひょうご発達障害者相談支援センター 「クローバー」	4
兵庫県立精神保健福祉センター	5
ひきこもり相談	5
障害者相談員制度	6
高齢者の総合相談	6
その他の専門相談	7

◇障害者手帳の交付

身体障害者手帳	8
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	10

◇医療費の軽減

重度障害者医療費の助成・ 高齢重度障害者医療費の助成	11
後期高齢者医療制度の障害認定	11
難病医療費助成制度	12
小児慢性特定疾病の医療費助成制度	12
県単独特定疾患治療研究事業	12
特定疾病の医療費の助成	13
他公費医療自己負担額助成事業	13
自立支援医療費制度	14
自立支援医療「更生医療」	14
自立支援医療「育成医療」	15
自立支援医療「精神通院医療」	15

◇年金・手当

障害基礎年金（国民年金）	16
障害厚生年金	16
重度障害者に対する各種手当	17
西脇市福祉年金	18
兵庫県心身障害者扶養共済制度	19

◇税の軽減

所得税・住民税の控除等	20
自動車税種別割・ 自動車税環境性能割・ 軽自動車税環境性能割の減免	21
軽自動車税種別割の減免	23

◇交通機関の割引

鉄道・バス運賃の割引	24
有料道路料金の割引	25
タクシー運賃の割引	26
タクシー等運賃の助成	26
その他交通機関の割引	27

◇公共料金の減免等

NHK放送受信料の減免	28
保育料の軽減	28
携帯電話料金の割引	29
電話番号案内（ふれあい案内）	29
NTTファクス104	29
青い鳥郵便葉書	30
点字郵便物	30
市内公共施設の利用料の割引	31
その他施設の利用料の割引	31

◇自動車の利用支援

自動車運転免許取得費の助成	32
自動車改造費の助成	32
駐車禁止除外指定車標章の交付	33
兵庫ゆずりあい駐車場制度	34

◇障害者総合支援法によるサービス

障害福祉サービス	35
障害福祉サービスの種類	36
地域生活支援事業	37
移動支援事業	37
日中一時支援事業	37
補装具・福祉用具	38
補装具の購入・修理・借受	38
日常生活用具の給付	39

◇児童に対するサービス

軽・中度難聴児補聴器 購入費等助成制度	43
さぼーとノート・サポートファイル	43
児童福祉法によるサービス	44
障害児入所支援	44
障害児通所支援	44

◇介護保険サービスの利用

◇在宅生活の支援

車椅子の一時貸出	46
福祉電話の貸与	46
訪問入浴サービス	46
にしわき安心ボトル	46
福祉票	47
住宅改造費の助成	47
身体障害者補助犬の貸与	48
朗読CDの貸出	48
手話通訳者・要約筆記者の派遣	49
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	49
メール・ファクス110番	49
ファクス119番	49
Net119緊急通報システム	50

◇就労支援

ハローワーク西脇	51
兵庫県立障害者高等技術専門学院	51
兵庫障害者職業能力開発校	51
兵庫県障害者職業センター	52
北播磨障害者就業・ 生活支援センター	52
精神障害者社会適応訓練事業	52

◇貸付制度

生活福祉資金の貸付	53
身体障害者更生資金の特別貸付	53
在宅重度身体障害者 生活環境改善資金の貸付	53

◇社会参加・権利擁護

成年後見制度	54
福祉サービス利用援助事業	54
選挙（代理投票）	55
選挙（点字投票）	55
選挙（郵便等による不在者投票）	55

◇市内の事業所等

◇障害者団体・自助グループ

西脇市身体障害者福祉協会	58
西脇市手をつなぐ育成会	58
白ゆり会家族会	58
トーク・トーク	58
ましゅぽかWEST	59
あつまろかい	59
てとて広場	59

○障害者に関するマーク

◆ 相談の窓口 ◆

西脇市役所

【連絡先】 TEL 22-3111 (代表) FAX 22-1014 (代表) / 22-6037 (福祉事務所)

【所在地】 〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1

担当課名	業務内容	専門相談
社会福祉課 (福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳に関する事。 ・ 障害福祉サービス等の利用に関する事。 ・ 障害者の権利擁護に関する事 (成年後見制度の利用、虐待の相談等)。 ・ 生活保護・生活困窮に関する事。 ・ ひきこもり相談に関する事。 ・ 民生委員・児童委員に関する事。 	
長寿福祉課 (福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険に関する事。 ・ 在宅高齢者福祉に関する事。 ・ 地域包括支援センターに関する事。 ・ 高齢者の権利擁護に関する事 (成年後見制度の利用、虐待の相談等)。 	
はぴいくサポートセンター (福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭児童相談に関する事。 ・ ひとり親家庭相談に関する事。 ・ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する事。 ・ 児童虐待、配偶者等からの暴力に関する事。 ・ 母子健康手帳の交付や乳幼児健診等に関する事。 	<p>○療育教室 子どもとの遊びを通して、個々の状態にあった関わり方や育児の方法を考えます。</p> <p>○乳幼児発達相談 乳幼児の発達や育児の悩みについて、医師や臨床心理士等が相談に応じ、個々の状態にあった関わり方をアドバイスします。</p>
幼保連携課 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園等に関する事。 	
健幸都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種に関する事。 ・ 食育に関する事。 ・ 町ぐるみ健診・がん検診・保健指導に関する事。 ・ 歯科保健に関する事。 ・ 介護予防に関する事。 ・ 自殺予防に関する事。 	<p>○こころの相談 臨床心理士が、こころの健康に関する相談に応じます。</p>
戸籍住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金に関する事。 	
保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療に関する事。 ・ 国民健康保険に関する事。 ・ 福祉医療に関する事。 	

※ 専門相談は、事前に予約が必要です。各担当課へ問い合わせてください。

西脇市障害者基幹相談支援センターういぶねっと

障害者基幹相談支援センターは、障害者相談支援専門員や社会福祉士などの専門知識を持った職員が、自宅や地域で生活している障害のある方やその家族からの相談に応じる総合相談窓口です。

障害のある方が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活することができるよう、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の充実や地域のネットワークづくりを目指します。

【連絡先】 〒677-0043 西脇市下戸田128-1 健康福祉連携施設1階
TEL 27-8450 FAX 27-8451
メール weave-net@shirayurikai.jp

【相談受付時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

障害者相談支援センター「ぱれっと」

障害者相談支援専門員や社会福祉士などの専門知識を持った職員が、自宅や地域で生活している障害のある方やその家族からの相談に応じます。

障害福祉サービスなど各種制度の利用、日常生活の困りごとや悩みごと、就労の相談などについて、情報提供をしたり、一緒に考えたりします。

【連絡先】 〒677-0015 西脇市西脇771-86 松田ビル1階
TEL 25-0551 FAX 25-0550
メール palette@honey.ocn.ne.jp
(不在の時)

TEL 0795-77-0094 (みつみ学苑)

【相談受付時間】 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時

障害のある方に対する虐待に気付いたら・・・

障害者虐待相談窓口を設置しています。

障害のある方が、養護者（家族）、施設職員、雇用している事業者等から虐待を受けていることに気付いたら、連絡をしてください。

- 西脇市 社会福祉課 TEL 22-3111 FAX 22-6037
 - 西脇市障害者基幹相談支援センターういぶねっと
TEL 27-8450 FAX 27-8451
 - 障害者（児）相談支援センター ぱれっと TEL 25-0551 FAX 25-0550
- ※ ぱれっとでは、24時間通報を受け付けています。

不在の時は、TEL 0795-77-0094（みつみ学苑）へ連絡してください。

西脇市社会福祉協議会

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な事業や相談を行っています。
地域福祉課では、給食サービス事業、心配ごと相談、ボランティアの相談・調整、福祉体験学習の支援などを行っています。

在宅介護課では、訪問介護や訪問看護など、在宅介護サービスを提供しています。

【連絡先】 <地域福祉課> 〒677-0053 西脇市和布町277-1
西脇市総合福祉センター（萩ヶ瀬会館）
TEL 22-5400 FAX 23-1891
<在宅介護課> 〒677-0014 西脇市郷瀬町666
TEL 23-9122 FAX 23-8877

加東健康福祉事務所（保健所）

特定疾患や難病をお持ちの方の相談や、特定疾患医療受給者証の交付を行っています。
また、精神障害のある方の相談や家庭訪問、ひきこもりやアルコール問題の相談なども行っています。

【連絡先】 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎内
TEL 0795-42-5111（代表）／0795-42-9488（地域保健課）
FAX 0795-42-4050

兵庫県立身体障害者更生相談所

補装具（義肢・装具・車椅子・座位保持装置・補聴器など）の専門的な判定相談や、自立支援医療（更生医療）の要否判定を行っています。

【連絡先】 〒651-2134 神戸市西区曙町1070
TEL 078-927-2727 FAX 078-927-2745
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf19/hw33_1_000000002.html

兵庫県立聴覚障害者情報センター

聴覚障害のある方の社会参加と自立を支援し、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に、各種相談、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣、字幕入りビデオの貸出などの事業を行っています。

【連絡先】 〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階
TEL 078-805-4175 FAX 078-805-4192
URL <https://hyogocenter.jp/>

兵庫県立知的障害者更生相談所

18歳以上の知的障害のある方を対象に、自立と社会参加を支援するために、療育手帳の判定・交付、専門相談などを行っています。

【連絡先】 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階
TEL 078-242-0737 FAX 078-242-0736
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf20/hw34_000000002.html

兵庫県加東子ども家庭センター

18歳未満の子どもに関する、専門的な知識や技術を必要とする様々な問題について相談に応じています。

また、18歳未満の子どもの療育手帳の判定も行っています。

【連絡先】 〒679-0212 加東市下滝野1269-2（加東市元滝野庁舎2階）
TEL 0795-27-8250 FAX 0795-48-9319
児童虐待防止24時間ホットライン 0795-48-9300
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/r3_katou.html

ひょうご発達障害者相談支援センター「クローバー」加西ランチ

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などの発達障害のある方やその家族からの相談に応じています。

相談を希望するときは、市役所または障害者相談支援事業所でまず相談してください。

【連絡先】 〒675-2321 加西市北条町東高室959-1
TEL 0790-43-3860 FAX 0790-43-3865
E-mail auc.clover@yutaka-wel.com
URL https://yutaka-wel.com/jigyو_clover.html

兵庫県立精神保健福祉センター

こころの悩みや精神的な病気、社会復帰の相談のうち、特に解決が難しいものに対する相談や、薬物・うつ病・ひきこもり・家庭内暴力などの相談にも応じています。

●電話で相談したいとき

こころの健康電話相談専用ダイヤル：078-252-4987 へ電話をしてください。

受付時間：火曜日～土曜日 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

●センターへ行って相談したいとき

事前に予約が必要です。下記の連絡先で予約をしてください。

予約受付日：火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）

受付時間：8時45分～17時30分

※はじめての来所相談は火曜日から土曜日の、午前中のみです。

【連絡先】 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号
TEL 078-252-4980 FAX 078-252-4981
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf21/hw35_000000005.html

ひきこもり相談

ひきこもり状態にある方やその御家族が抱える困りごと等の相談に、ひきこもり相談支援員・社会福祉課職員が応じています。

【連絡先】 〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1
西脇市社会福祉課
TEL 0795-22-3111 FAX 0795-22-6037
mail kakehashi@city.nishiwaki.lg.jp

●居場所OriOri（おりおり・居り居り・織り織り）

外出しづらい状態にある方やその御家族を対象に自宅以外でゆっくりと過ごせる場所の提供を行っています。

日時：第2・第4木曜日（祝日等の場合は変更あり）

場所：西脇市茜が丘複合施設みらいえ ほか

申込等詳細は上記連絡先へ

障害者相談員制度

相談員は、民間の協力者（障害者本人やその家族など）です。自らの経験を生かして、相談や助言を行っています。

	相談員氏名・連絡先	相談窓口
身体障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田 昇 ・坂部 武美 ・永井 好文 ・徳平 尚子 	日時：毎週火・金曜日 午後1時～3時 場所：総合福祉センター (萩ヶ瀬会館) TEL/FAX 22-2727
知的障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・坂田 加代子 ・芦田 清美 ・巴山 順姫 	日時：毎週火・金曜日 午後1時～3時 場所：ワークホームタンポポ TEL/FAX 22-8149
精神障害者相談員	市役所社会福祉課まで問い合わせてください。	

高齢者の総合相談

地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員が、介護保険制度や在宅での介護などに関する相談に応じます。

お住まいの地域を担当する窓口へ相談してください。

相談窓口	連絡先	担当地区
にしわき北地域包括支援センター	27-8012	津万地区（下戸田・上野を除く。）・日野地区・比延地区・黒田庄地区
にしわき南地域包括支援センター	27-8560	西脇地区・津万地区（下戸田・上野）・野村地区・重春地区・芳田地区
みぎわ園在宅介護支援センター	22-9000	重春地区の一部 野村地区・芳田地区
楽寿園在宅介護支援センター	23-7700	日野地区、重春地区の一部
在宅介護支援センター向陽苑	28-3293	黒田庄地区
在宅介護支援センターオンベリーコ	25-0020	比延地区、津万地区の一部 重春地区の一部
在宅介護支援センターコモエスタにしわき	23-6551	西脇地区、津万地区の一部

その他の専門相談

- 高次脳機能障害** 病気や交通事故等で脳の一部に損傷を受けたことにより、記憶障害等を生じることとなった「高次脳機能障害者」を支援するための相談窓口です。
- 〈相談方法〉 [電話相談]
月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～5時
- [メール相談]
info_koujinou@hwc.or.jp 随時受付
- 〈相談窓口〉 兵庫県立総合リハビリテーションセンター TEL 078-925-9262
FAX 078-925-9299
- 薬物依存** 薬物問題（乱用・依存）で悩んでいる本人や家族の方々からの相談に応じています。相談は予約制です。
相談することで警察に通報されることはありません。
- 〈相談日時〉 火曜日～土曜日 午前中（祝日除く。）予約制
- 〈相談予約〉 兵庫県立精神保健福祉センター TEL 078-252-4980
- 自殺予防** 広く自殺予防につながるよう、精神保健福祉士や臨床心理士等が夜間の時間帯に心の健康相談に応じます。
- 〈相談日時〉 平日 午後6時～翌日午前8時30分
土日祝日 24時間
- 〈相談窓口〉 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル TEL 078-382-3566
- 精神保健相談** こころの悩みや精神的な病気、社会復帰の相談のうち、特に複雑困難なものに対する相談や、ひきこもり・薬物・うつの特設相談に応じています。
- 〈相談日時〉 火曜日～土曜日 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
- 〈相談窓口〉 兵庫県こころの健康電話相談 TEL 078-252-4987
- こころのケア相談** 眠れない、イライラする、不安が強い、ひきこもり、アルコールによる問題、心の病気などについて専門医・保健師が相談に応じます。
事前予約が必要です。
- 加東健康福祉事務所（保健所） TEL 0795-42-5111（代表）

◆ 障害者手帳の交付 ◆

身体障害者手帳

身体に障害のある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。申請に基づいて、兵庫県から交付されます。

■障害の程度 障害の種別や程度は、次のとおりです。

障 害 別	等 級
視覚障害	1級～6級
聴覚障害	2級～4級・6級
平衡機能障害	3級・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	3級・4級
肢体不自由	1級～6級
内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級・4級
内部障害(肝臓)	1級～4級
免疫機能障害	1級～4級

■申請手続 身体障害者手帳の申請に必要なものは、次のとおりです。

	新規申請	等級変更	住所変更(転居)	住所変更(転入)	氏名変更	再交付(破損)	再交付(紛失)	返還(死亡等)
診 断 書	●	●						
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)	●	●				●	●	
身体障害者手帳		●	●	●	●	●		●
マイナンバーのわかるもの	●	●	●	●	●	●	●	
身 分 証 明 書	●	●	●	●	●	●	●	

※ 診断書の様式は、社会福祉課にあります。身体障害者福祉法に基づく指定医師が作成したものがが必要です。

※ 写真は、上半身正面・脱帽・サングラス不可

※ 西脇市外への転出の場合は、転出先の市町村で手続きをしてください。

※ 身分証明書は、写真付き1点または写真なし2点が必要です。

■窓 口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

療育手帳

知的障害のある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、障害福祉サービス等を受けやすくするための手帳です。兵庫県立知的障害者更生相談所（18歳未満の場合は、兵庫県加東こども家庭センター）において、知的障害があると判定された場合に、兵庫県から交付されます。

なお、知的障害を伴わない発達障害と診断された場合、精神障害者保健福祉手帳のほか、兵庫県（神戸市を除く。）では、療育手帳（B2）も交付の対象となっています。

■障害の程度

等級は「A・B1・B2」の3段階があります。それぞれの目安は、次のとおりです。

〈兵庫県判定基準表〉

手帳等級	基準
A (重度)	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難とされるもの。
B1 (中度)	新しい事態の変化に適応する能力に乏しく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの。 なお、精神面がB2であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定はB1とする。
B2 (軽度)	日常生活にさしつかえない程度に自ら身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。 発達障害と診断され、かつ自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により療育又は日常生活上の支援が必要と認められたもの。

■申請手続

療育手帳の申請に必要なものは、次のとおりです。

\	新規申請	再判定・更新	住所変更(転居)	住所変更(転入)	氏名変更	再交付(破損)	再交付(紛失)	返還(死亡等)
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)	●	●				●	●	
療 育 手 帳		●	●	●	●	●		●
マイナンバーのわかるもの	●							

※ 写真は、上半身正面・脱帽・サングラス不可

※ 兵庫県外・神戸市・明石市からの転入の場合は、新規申請となります。

※ 西脇市外へ転出の場合は、転出先の市町村で手続をしてください。

■窓 口

社会福祉課・はびいくサポートセンター（市庁舎1階 114、115番の窓口）

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が手帳を取得することにより、福祉サービスが利用しやすくなり、自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

有効期間は、交付日から2年間です。2年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。

■障害の程度

障害の程度には1級、2級、3級があり、それぞれの目安は次のとおりです。

1 級 (重度)	日常生活に常に援助を必要とし、身の回りのこともほとんどできず、外出に付き添いを要する。
2 級 (中度)	習慣化された行動はある程度1人でできるが、時と場合によっては援助・付き添いを要する。
3 級 (軽度)	日常生活のほとんどを自ら行い、ある程度の社会生活を送ることができるが、状況により困難が生じることがある。

■申請手続

精神障害者保健福祉手帳の申請に必要なものは、次のとおりです。

	必要なもの	
新 規	① 次のア・イの書類のいずれか ア 診断書（初診日から6か月以上経過、3か月以内に作成） イ 障害年金証書の写し・直近の年金振込通知書 ② 顔写真	
更 新 等級変更	① 次のア・イの書類のいずれか ア 診断書（3か月以内に作成） イ 障害年金証書の写し・直近の年金振込通知書 ② 精神障害者保健福祉手帳	
住所変更	県外・神戸市 から転入	① 顔写真 ② 精神障害者保健福祉手帳
	県 内 (神戸市以外)	① 精神障害者保健福祉手帳
氏名変更	① 精神障害者保健福祉手帳	
再 交 付	① 顔写真 ② 精神障害者保健福祉手帳（紛失以外）	

※ 写真は「タテ4cm×ヨコ3cm」のサイズで、上半身正面・脱帽、1年以内に撮影されたもの

※ 障害年金証書の写しは、支給事由が精神障害であるものに限りま。

※ 更新手続は、有効期限の3か月前から行えます。

※ すべての手続において、マイナンバーが必要です。

マイナンバーがわかるものと、身分証明書（写真付き1点または写真なし2点）を持参してください。

■窓 口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

◆ 医療費の軽減 ◆

重度障害者医療費の助成・高齢重度障害者医療費の助成

重度障害者が医療機関での診療、投薬や訪問看護ステーションによる訪問看護を受けた場合に支払う医療費の自己負担額の一部を助成します。

ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、精神疾患による医療を除く一般医療部分に限られます。

- | | |
|--------------|--|
| ■対象者 | 次のいずれかに該当し、かつ、何らかの医療保険制度に加入している方
① 身体障害者手帳1級または2級
② 療育手帳A判定
③ 精神障害者保健福祉手帳1級 |
| ■必要書類 | 健康保険証、障害者手帳 |
| ■窓口 | 保険医療課（市庁舎1階 105番の窓口） |

後期高齢者医療制度の障害認定

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある方は、兵庫県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- | | |
|--------------|--|
| ■対象者 | 次のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳1級～3級
② 身体障害者手帳4級で、音声機能障害、言語機能障害または一定の下肢障害（一下肢の機能の著しい障害など）がある方
③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級
④ 療育手帳A判定
⑤ 国民年金法による障害基礎年金1級または2級 |
| ■必要書類 | 健康保険証、障害者手帳 |
| ■窓口 | 保険医療課（市庁舎1階 105番の窓口） |



難病医療費助成制度

難病により長期にわたり療養を必要とする方に対して、医療費を助成する制度です。

- 対象 助成制度の対象疾病（指定難病）にかかっている方のうち、厚生労働省が定める認定基準を満たす方が対象となります。
- 問合せ先 加東健康福祉事務所 地域保健課
TEL 0795-42-9488 FAX 0795-42-4050
- 指定難病 338疾病が指定されています。

小児慢性特定疾病の医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童について健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため医療費を助成する制度です。

- 対象 下記の16疾患群に属する疾患にかかっている18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満）の児童が対象です。
- 問合せ先 加東健康福祉事務所 地域保健課
TEL 0795-42-9488 FAX 0795-42-4050
- 特定疾病 小児慢性特定疾病（16疾患群）

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

県単独特定疾患治療研究事業

国の特定疾患治療研究事業に準じて、兵庫県が単独で医療費の助成を行う制度です。

- 対象 兵庫県内に住民票があり、下記の疾患にかかっている方（所得制限あり）
- 問合せ先 加東健康福祉事務所 地域保健課
TEL 0795-42-9488 FAX 0795-42-4050
- 対象疾患 対象疾患（3疾病）

1	突発性難聴	3	悪性腎硬化症
2	ネフローゼ症候群		

特定疾病の医療費の助成

高額な治療を継続して受ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減します。

■対象疾病	① 人工透析が必要な慢性腎不全 ② 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） ③ 血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症
■自己負担	1 か月あたり 1 万円 （上記①の方のうち、70歳未満の上位所得者の方は、1 か月あたり 2 万円）
■必要書類	健康保険証、医師の意見書、本人確認ができる書類（顔写真付きのもの）
■窓口	保険医療課（市庁舎 1 階 105、106 番の窓口） ※ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者以外の方は、加入されている保険者へ申請してください。

他公費医療自己負担額助成事業

乳幼児等・こども・母子家庭等医療費助成制度の受給者証をお持ちの方が、国の公費負担医療制度の受給者証を使用して診療を受けた際、そこで生じる自己負担額（保険診療分）を助成します。

■対象となる 医療制度	① 小児慢性特定疾病医療 ② 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療） ③ 難病医療 ④ 結核医療 ⑤ 肝炎治療 ⑥ 肝がん・重度肝硬変治療 ⑦ 障害児入所医療 ⑧ 肢体不自由児通所医療
■必要書類	① 自己負担額が記載されている領収証（または自己負担限度額管理票） ② 対象医療を受けた方の健康保険証および各種医療費受給者証 ③ 申請される方（お子さまが対象者の場合は扶養義務者）の金融機関口座のわかるもの
■窓口	保険医療課（市庁舎 1 階 105 番の窓口）

上記①～⑧は、国の助成が行われる医療であることから、優先して適用される必要があり、乳幼児等・こども・母子家庭等医療費助成制度を適用することができません。

そのため、自己負担額を医療機関にお支払いいただいた後に、自己負担額相当分を還付する事業です。



自立支援医療費制度

自立支援医療は、障害者（児）が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう提供される医療であり、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の3種類があります。

制度の利用者は、原則として医療費の1割を負担します。また、世帯の所得に応じて、1か月あたりの自己負担額に上限が設けられています。

自立支援医療「更生医療」

■対象者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去、軽減する手術等の治療による確実な効果が期待できる方

■対象医療行為

次のような手術や治療が対象となります。

障害の種類	手術治療術例
心臓機能障害	ペースメーカー埋込術、弁置換術など
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術および抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術および抗免疫療法
肢体不自由	人工関節置換術など
視覚障害	白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術など
聴覚障害	外耳道形成術、人工内耳埋込術など
音声言語そしゃく障害	口唇形成術、口蓋形成術など
免疫機能障害	抗HIV療法など

■必要書類

- ① 更生医療意見書（様式は社会福祉課にあります。）
- ② 健康保険証
- ③ 身体障害者手帳
- ④ 公的年金の受給額がわかるもの
- ⑤ マイナンバーのわかるもの
- ⑥ 身分証明書（写真付き1点または写真なし2点）

■窓口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

自立支援医療「育成医療」

■対象者 18歳未満の身体に障害のある子どもで、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療による確実な効果が期待できる方

■対象医療行為 次のような手術や治療が対象となります。

障害の種類	手術治療術例
肢 体 不 自 由	関節形成術、関節置換術、切断端形成術など
視 覚 障 害	白内障、先天性緑内障手術など
聴 覚 障 害	先天性耳奇形による形成術など
音声言語そしゃく障害	口唇裂等の形成術、歯科矯正など
心 臓 機 能 障 害	心室心房中隔に対する手術など
腎 臓 機 能 障 害	人工透析療法、腎移植術および抗免疫療法
肝 臓 機 能 障 害	肝移植術および抗免疫療法
免 疫 機 能 障 害	抗H I V療法など
その他の先天性内臓障害	尿道形成、人工肛門の造設など

■必要書類

- ① 育成医療意見書（様式は社会福祉課にあります。）
- ② 健康保険証
- ③ 身体障害者手帳（手帳をお持ちの方）
- ④ マイナンバーのわかるもの
- ⑤ 身分証明書（写真付き1点または写真なし2点）

■窓 口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

自立支援医療「精神通院医療」

■対象者 精神疾患により、通院による治療を継続的に要する方

■必要書類

- ① 診断書（自立支援医療（精神通院）用）
- ② 健康保険証
- ③ 公的年金の受給額がわかるもの
- ④ 自立支援医療受給者証（更新の時）
- ⑤ マイナンバーのわかるもの
- ⑥ 身分証明書（写真付き1点または写真なし2点）

■更新申請 受給者証の有効期間は、1年間です。延長する場合は、期限の3か月前から申請できます。

受給者証に「診断書 有」の記載があり、病状や治療方針に変更がないときは、診断書の提出を省略できます。

■窓 口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

◆ 年 金 ・ 手 当 ◆

障害基礎年金（国民年金）

■受給要件

次のいずれかに該当する場合に、受給することができます。

- ① 20歳以上65歳未満の方が、病気やケガにより障害の状態になったとき。
(老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。)
- ② 20歳になる前に「初めて医師等の診療を受けた日(初診日)」があり、その病気やケガによって障害の状態になった方が20歳に達したとき。

①の場合、「初診日がある月の2か月前までに、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が被保険者期間の3分の2以上あること」または「初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと」が必要です。
②の場合、納付要件はありません。

■受給制限

- ① 20歳前に障害を負った人については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられています。
- ② 受給者本人に他の公的年金がある場合、障害基礎年金の一部または全部が支給停止になります。

■年 金 額

年金等級	支給年額〈令和5年4月現在〉	
1級※1	67歳以下の方	993,750円※2
	68歳以上の方	990,750円※2
2級※1	67歳以下の方	795,000円※2
	68歳以上の方	792,600円※2

※1 身体障害者手帳の等級とは異なります。

※2 生計を維持されている子がある場合、別途加算があります。なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

■窓 口

戸籍住民課年金担当(市庁舎1階 104番の窓口)

障害厚生年金

■受給要件

次の①および②に該当する場合、受給することができます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間中に、障害の原因となった病気やケガの初診日があるとき。
- ② 障害基礎年金の受給要件を満たしているとき。

障害基礎年金に該当しない程度の軽い障害であっても、厚生年金保険の障害等級表に該当する場合、厚生年金保険独自の3級の障害年金または障害手当金(一時金)が支給されます。

■年 金 額

障害の程度や厚生年金加入月数により異なります。

■問 合 せ 先

加古川年金事務所
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2602
TEL 079-427-4740

◎お問合せの際は、年金手帳などの「基礎年金番号」がわかるものをご用意ください。

重度障害者に対する各種手当

重度の障害により特別に必要となる負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的に、各種手当を支給します。

手当の種類	対象者	手当の額	申請窓口
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方	27,980円／月	社会福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を要する20歳未満の方	15,220円／月	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある子どもを養育している保護者など 児童の障害のおおよその目安については、次のとおりです。 ① 身体障害者手帳1～3級程度 ② 療育手帳A判定またはB1判定程度 ③ 上記①、②と同程度の「内部障害」「精神障害」がある。	1級 53,700円／月 2級 35,760円／月	はぴいくサポートセンター
介護手当	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定を所持し、おおむね6か月以上常時寝たきりの状態の方を在宅で介護している方 障害福祉サービス、介護保険サービス等の公的サービスを利用している場合は対象となりません。	100,000円／年	社会福祉課

※ 申請書類等の詳細は、申請窓口へお問い合わせください。

※ 各手当とも所得制限があります。また、施設等に入所している場合は、対象となりません。

西脇市福祉年金

■内 容

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、市内に引き続き1年以上居住している方に、年1回、7月末に支給します。

■所得制限

受給要件を満たす方が、市民税所得割非課税世帯に属する場合に支給します。

■年 金 額

年金の種類	年金の受給権者		年金の額
身体障害者福祉年金	18歳以上の身体障害者	1級	24,000円
		2級	21,600円
		3級	18,000円
		4級	14,400円
		5級	6,000円
		6級	6,000円
身体障害児福祉年金	18歳未満の身体障害児	1級	24,000円
		2級	21,600円
		3級	18,000円
		4級	14,400円
		5級	10,800円
		6級	10,800円
知的障害者福祉年金	18歳以上の知的障害者	A判定	24,000円
		B1判定	18,000円
		B2判定	6,000円
知的障害児福祉年金	18歳未満の知的障害児	A判定	24,000円
		B1判定	18,000円
		B2判定	10,800円
精神障害者福祉年金	精神障害者	1級	24,000円
		2級	18,000円
		3級	6,000円

※ 市外の施設・病院に長期入院・入所されている方については、当該年度分の支給が停止となることがあります。

■申請書類

障害者手帳、振込先口座が分かるもの（障害者本人名義のもの）

■窓 口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

兵庫県心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡、重度障害）があった場合に、残された障害者に一定額の年金が支給される制度です。

■対象障害者

制度の対象となる障害者は、次のとおりです。

- ① 知的障害者（児）
- ② 身体障害者手帳1級、2級または3級をお持ちの方
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害と認められるもの

■加入要件

加入できる保護者は、次の要件をすべて満たしている方です。

- ① 障害者（児）の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族）であること。
- ② 県内に住所があること。（神戸市を除きます。）
- ③ 年齢が65歳未満であること。（4月1日現在）
- ④ 生命保険に加入できる健康状態であること。

■年金額

加入者が死亡または重度障害になった場合に、その月から生涯にわたって支給されます。

1口加入	月額 20,000円
2口加入	月額 40,000円

■窓口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）



◆ 税 の 軽 減 ◆

所得税・住民税の控除等

種 類	内 容		金 額
所得税	障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が、次の障害者手帳を所持する場合 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B1・B2判定 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	所得控除 27万円
	特別障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が、次の障害者手帳を所持する場合 身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳 A判定 精神障害者保健福祉手帳 1級	所得控除 40万円
	同居特別障害者控除	控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者である場合	特別障害者控除に35万円を加算
住民税	障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が、次の障害者手帳を所持する場合 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B1・B2判定 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	所得控除 26万円
	特別障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が、次の障害者手帳を所持する場合 身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳 A判定 精神障害者保健福祉手帳 1級	所得控除 30万円
	同居特別障害者控除	控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者である場合	特別障害者控除に23万円を加算
		前年の所得が135万円以下の障害者	非課税
事業税	重度の視覚障害者（両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま・はり・きゅう等の医業に関する事業を営む場合		非課税
相続税	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が相続により財産を得た場合（満85歳未満）		10万円（特別障害者の場合は20万円）×（85歳－障害者の年齢）の税額を控除
贈与税	特別障害者が特定障害者扶養信託契約により信託の受益権者となった場合		信託受益権のうち6,000万円まで非課税
	特別障害者でない精神障害者、知的障害者が特定障害者扶養信託契約により信託の受益権者となった場合		信託受益権のうち3,000万円まで非課税
マル優	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者		定期預貯金 350万円までの利子が非課税

<問合せ>

住 民 税 税務課（市庁舎1階 109番の窓口）
 事 業 税 加東県税事務所（北播磨県民局）
 所得税ほか 西脇税務署

TEL 42-5111

TEL 22-3171

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の日常生活に不可欠な自動車の自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が減免されます。

障害者1人につき1台（軽自動車含む。）に限られます。

■対象者

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視 覚 障 害	●	●	●	●	×	×
	聴 覚 障 害		●	●	●		×
	平 衡 機 能 障 害			●		●	
	音 声 機 能 障 害 (喉 頭 摘 出)			●	×		
	上 肢 機 能 障 害	●	●	●	▲	▲	▲
	下 肢 機 能 障 害	●	●	●	●	●	●
	体 幹 機 能 障 害	●	●	●		●	
	内 部 障 害 (下 記 を 除 く)	●		●	●		
	内 部 障 害 (肝 臓 機 能 障 害)	●	●	●	×		
	内 部 障 害 (免 疫 機 能 障 害)	●	●	●	×		
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	●	●	●	▲	▲
移動機能		●	●	●	●	●	●
療 育 手 帳		A・B1判定（本人運転の場合不可）					
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		1級（本人運転の場合不可）					

- ※ ▲は、障害者本人が自動車を所有し、かつ、運転する場合のみ減免されます。
- ※ 自動車の所有者や運転者、障害の部位や等級に応じて減免額が異なります。詳しくは兵庫県のパンフレット又はホームページをご覧ください。
- ※ 障害者本人が、入院または施設入所をしているときは減免を受けられません。
- ※ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、自動車を登録する際に減免の手続をする必要があります。



■申請手続

各県税事務所で申請してください。
自動車の所有者や運転者に応じて必要な書類等が異なります。

必要書類	運転・所有形態		障害者本人所有			家族所有	
	本人 運転	家族運転		常時 介護者 運転 ※6	本人又は 家族運転		
		同居	別居		同居	別居	
① 減免申請書 ※1	●	●	●	●	●	●	
② 障害者手帳 (原本)	●	●	●	●	●	●	
③ 運転免許証 (原本)	●	●	●	●	●	●	
④ 住民票 (原本) ※2		●	●	●	●	●	
⑤ 扶養関係確認書類 (原本) ※3			●			●	
⑥ 軽自動車税種別割 非減免証明書 ※4	●	●	●	●	●	●	
⑦ 常時介護の申立書 ※5				●			

- ※1 県税事務所で配布されるほか、県のホームページからダウンロード可能です。
- ※2 所有者、障害者、運転者の名前がすべて記載されているもので、続柄の記載があるものがが必要です。
- ※3 健康保険証、源泉徴収票、税申告書の写し等、扶養関係を確認できる書類
- ※4 市役所の税務課で交付します。
- ※5 県のホームページからダウンロード可能です。
- ※6 常時介護者運転の場合は、障害者のみの世帯の方が所有する自動車の対象です。障害者の世帯全員及び常時介護者の住民票が必要です。また、世帯全員の障害者手帳の提示が必要です。

■問合せ先

自動車税種別割に関すること
 加東県税事務所 自動車税課 (社総合庁舎内) TEL 0795-42-9331
 自動車税環境性能割に関すること
 神戸県税事務所 自動車税審査・納税証明課 TEL 078-441-0305
 軽自動車税環境性能割に関すること
 神戸県税事務所 軽自動車税審査課 TEL 078-822-6050

軽自動車税種別割の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の日常生活に不可欠な軽自動車の軽自動車税種別割が減免されます。

障害者1人につき1台（普通車を含む。）に限られます。

- | | |
|-------|---|
| ■対象者 | 次のいずれかに該当する場合に対象となります。
① 障害者手帳等の所持者が所有する軽自動車
② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者と同一生計である者が所有する軽自動車 |
| ■申請手続 | 毎年5月に、軽自動車税種別割の納税通知書が届きます。 <u>納期限の7日前までに</u> 次の書類を持参して申請してください。毎年申請が必要です。
① 障害者手帳
② 自動車検査証
③ 運転免許証 |
| ■減免額 | 全額免除 |
| ■窓口 | 税務課（市庁舎1階 109番の窓口） |



◆ 交通機関の割引 ◆

鉄道・バス運賃の割引

■対象者

次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 身体障害者手帳または療育手帳を所持する方
- ② 第1種の身体障害者手帳または療育手帳を所持する方を介護する方
(精神障害者保健福祉手帳の所持者は、原則として対象となりません。)

■割引内容

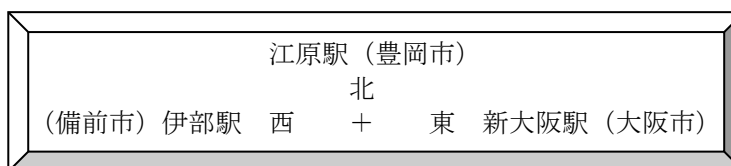
【JR・私鉄】

	区 分	種 類	割引率	利用条件
第1種障害者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道 100kmを超えて利用する場合に限る。
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	5割引 介護者同率	
第2種障害者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道 100kmを超えて利用する場合に限る。
	介護者とともに利用する場合	定期乗車券	5割引	12歳未満の障害児が定期乗車券によって利用する場合に限る。

※ 特急料金やグリーン車は対象外となります。12歳未満の障害児については、取扱いが異なりますので、JRに問い合わせてください。

※ 私鉄の割引制度はJRに準じていますが、取扱いが異なる場合がありますので、私鉄各社に問い合わせてください。

※ 片道 100km超の目安（西脇市駅を起点とした場合）



【バス】

第1種障害者（バス介護付）	第2種障害者
本人・介護者ともに5割引	本人のみ5割引

※ バス会社により取扱いが異なる場合がありますので、ご利用前に各バス会社に問い合わせてください。

■利用方法

乗車券の購入時に障害者手帳を提示し、割引乗車券等を購入してください。

なお、乗車中は、必ず障害者手帳を携帯してください。

バスは、降車時に障害者手帳を乗務員に提示し、運賃を支払ってください。

有料道路料金の割引

有料道路（高速道路、新神戸トンネルなど）の料金が半額となります。事前登録が必要です。

■割引対象 次に該当する場合に割引の対象となります。

対象者	次のいずれかに該当する方が対象となります。 ① 身体障害者手帳を所持する方で、自ら運転する場合 ② 第1種の身体障害者手帳または療育手帳（A判定）を所持する方の介護者が、障害のある方を乗せて運転する場合
対象となる自動車	本人、配偶者、直系血族とその配偶者、兄弟姉妹とその配偶者、同居の親族等が所有する自動車 など
対象外	事業用車両・法人所有の車両・乗合タクシー・軽トラックなどについては、割引の対象外

■割引額 通常料金の5割引（休日特別割引や通勤割引等の時間帯割引との併用はできません。）

■申請手続 窓口での申請とオンライン申請が可能です。
窓口での申請には、次の書類が必要となります。

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 自動車検査証
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合）

E T Cを利用する場合は、上記①～③に加えて、次の書類が必要です。

- ④ E T Cカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし、18歳未満である場合は、保護者名義でも可とします。）
- ⑤ E T C車載器セットアップ証明書等（E T C車載器管理番号が確認できる書類）

オンライン申請の場合は、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録が必要となります。オンライン申請に必要な書類や手続きの詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。

URL <https://www.expressway-discount.jp>

■有効期限 申請時から2回目の誕生日まで有効です。更新申請は、有効期限の2か月前から行うことができます。再度同じ書類をご用意ください。

■利用方法 料金所係員に障害者手帳を提示し、記載事項の確認を受けてください。
E T Cを利用する場合は、事前に登録したE T Cカードをあわせて登録したE T C車載器に挿入して通行してください。請求段階で割引適用後の料金となります。

■窓口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

タクシー運賃の割引

障害者手帳を提示すると、タクシー運賃が1割引となります。タクシー会社により、取扱いが異なる場合があります。

- 対象者 身体障害者手帳または療育手帳を所持する方
- 利用方法 支払の際に、乗務員に手帳を見せて割引を受けてください。
- 問合せ先 (一社)兵庫県タクシー協会 TEL 078-341-6036

タクシー・リフト付タクシー運賃の助成（障害者移動支援事業）

市内でタクシーを利用する際に使用できるタクシー券を支給します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方が、対象となります。
 - ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持する方
 - ② 身体障害者手帳（視覚障害）3級又は4級を所持する方
 - ③ 身体障害者手帳（腎臓機能障害）3級又は4級のうち人工透析を受けている方
 - ④ 療育手帳A判定を所持する方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

※要介護認定を受けている方は、要介護認定者移動支援事業の助成が対象となる場合があります。

- 支給制限 タクシー券（1枚 500円）を、年間最大60枚交付します。

- 利用方法 タクシー料金の支払時にタクシー券を渡してください。1回の乗車につき、6枚（3,000円）まで使用できます。
介護タクシー利用で介助料が必要な場合は、更に3枚追加利用が可能です。
利用できるタクシー会社は次のとおりです。

<タクシー>

タクシー会社		
寿タクシー	ファイブスタータクシー	東播交通
西脇タクシー	はくろタクシー	播丹交通
丸井タクシー	柏原神姫タクシー	

<リフト付タクシー>

タクシー会社		
寿タクシー	山南福祉タクシー	山桜ケアタクシー
西脇タクシー	オアシスケアサービス	介護タクシー元気快
らくらくサポート	柏原神姫タクシー	アイリス深山福祉タクシー
青空介護タクシー	スマイル介護タクシー	ケアサポート和み
ケアタクシーこねくと	介護タクシーやっちゃん	

※ 利用の際には、事前に各タクシー会社へ問い合わせてください。

- 申請方法 障害者手帳を持参し、申請してください。

- 窓口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

その他交通機関の割引

■国内航空運賃

対象者は、次のとおりです。購入および搭乗手続の際に、障害者手帳を提示してください。

なお、他の割引制度（早期購入割引等）を利用する方が、運賃が安くなることもあります。

<対象者>

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方およびその介護者1人

■汽船運賃

購入手続や割引制度の詳細な内容については、各フェリー会社まで問い合わせてください。

■駐 車 場

公営の駐車場を中心に、障害者割引制度を設けているところがあります。



◆ 公共料金の減免等 ◆

N H K 放送受信料の減免

障害者手帳をお持ちの方を対象に、NHKの放送受信料が減免されます。

■対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方

■減免内容

全額免除	半額免除
1 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	1 視覚障害または聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
2 療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	2 重度の身体障害者（1級・2級）の方が世帯主で受信契約者の場合
3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	3 重度の知的障害者（A判定）の方が世帯主で受信契約者の場合
	4 重度の精神障害者（1級）の方が世帯主で受信契約者の場合

■所得制限 全額免除には所得制限があります。
毎年NHKから、免除事由継続かどうかの調査があります。所得の状況に変化があった場合は、免除が継続されない場合があります。

■申請手続 障害者手帳、印鑑を持参し、申請してください。

■その他 申請後、契約者や住所が変わったときは、NHKへ届け出てください。

■窓口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

保育料の軽減

■対象者 子どもの属する世帯に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方等がいる場合、対象となります。

■軽減額 軽減額は、市民税課税状況等に応じて決まります（該当しない場合があります。）。

■窓口 幼保連携課（市庁舎1階 116番の窓口）

携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証および特定医療費（指定難病）受給者証を所持する方が契約する携帯電話の料金が割引されます。

携帯電話の会社によって割引の内容が異なりますので、詳細については利用している携帯電話会社へお問い合わせください。

無料電話番号案内（ふれあい案内）

電話帳を利用することが困難な方に、無料で電話番号を案内します。

- | | |
|--------------|---|
| ■対象者 | ① 身体障害者手帳の所持者のうち、次の障害がある方
ア 視覚障害 1級～6級
イ 肢体障害（上肢・体幹・脳原性運動機能障害） 1級・2級
ウ 聴覚障害 2～6級
エ 音声、言語又はそしゃく機能障害 3、4級
② 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者 |
| ■登録方法 | ふれあい案内事務局まで、登録希望の旨を連絡してください。
TEL 0120-104174 FAX 0120-104134 |
| ■利用方法 | ① FAXによる利用の場合
「名前、返信先FAX番号、ふれあい案内登録番号、暗証番号」及び「問合せを希望する住所、名前、業種等」を記入し、送信してください。
FAX 0120-000104
② 電話による利用の場合
104番へ電話をかけ、「ふれあい案内」利用希望と申し出た上で、「ふれあい案内登録番号、暗証番号」を伝えてください。 |
| ■問合せ先 | ふれあい案内事務局
TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
受付時間：午前9時～午後5時
※ 土・日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く。 |

青い鳥郵便葉書

重度の身体障害または知的障害のある方に、通常はがきを無料で配布しています。

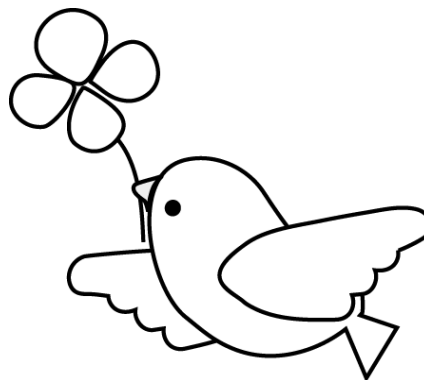
- | | |
|---------------|--|
| ■対象者 | ① 身体障害者手帳1級または2級を所持する方
② 療育手帳A判定を所持する方 |
| ■配布はがき | 通常郵便はがき（無地、インクジェットなど） 20枚 |
| ■申込期間 | 4～5月の申込期間 |
| ■申込方法 | <窓口の場合>
近くの郵便局（簡易郵便局を除きます。）で障害者手帳を提示し、所定の用紙「青い鳥郵便葉書配布申込書」で申し込んでください。代理の方による申込みも可能です。

<郵送の場合>
「青い鳥郵便葉書配布申込書」と同様の内容を適宜の用紙に記入し、近くの郵便局（簡易郵便局を除きます。）に郵送してください。 |

点字郵便物

- | | |
|--------------|--|
| ■内容 | 点字のみを内容とする封筒および小包を、無料で送ることができます。名あて面上部に、「点字用郵便」と記載して発送してください。

※ 3kgまで無料、それ以上の場合は通常の小包料金の50%割引になります。 |
| ■問合せ先 | 詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。 |



市内公共施設の利用料の割引

公共施設の利用料の減免が受けられます。手続方法については、各施設へ問い合わせてください。

施設名		所在地	連絡先	割引
にしわき経緯度地球科学館		上比延町334-2	TEL 23-2772	半額
岡之山美術館		上比延町345-1	TEL 23-6223	小・中学生 30円割引 その他 50円割引
日野体育センター		富吉南町264-44	総合市民センター TEL 22-5996	半額
黒田庄体育センター		黒田庄町前坂2159	総合市民センター TEL 22-5996	半額
総合市民センター		西脇790-15	総合市民センター TEL 22-5996	半額
黒田庄ベーシックホール		黒田庄町前坂2140	総合市民センター TEL 22-5996	半額
天神池 スポーツ センター	体育館	寺内517-1	TEL 22-0072	半額
	温水プール			無料
西脇公園	野球場	坂本453-46	西脇公園事務所 TEL 22-6017	半額
	テニスコート			半額
	屋内ゲートボール場			半額
野村公園	多目的広場夜間 照明設備使用	野村町1796-206	総合市民センター TEL 22-5996	半額
黒田庄 ふれあい スタジアム	野球場	黒田庄町喜多1519-3	総合市民センター TEL 22-5996	半額
	テニスコート			半額
黒田庄 グラウンド	照明設備	黒田庄町前坂2147	総合市民センター TEL 22-5996	半額
平野テニスコート		板波町691-16	総合市民センター TEL 22-5996	半額
日時計の丘公園		黒田庄町門柳871-14	TEL 28-4851	半額

※ にしわき経緯度地球科学館の利用料の割引については、手帳をお持ちの方と付き添いの方1名が半額になります。

※ 日時計の丘公園の利用料の割引については、利用者の半数以上が障害者である場合に限り、また、体育館等の団体で使用する施設については、利用者の多数が障害者である場合に限り、利用料の割引が受けられます。手続方法については、各施設へ問い合わせてください。

その他施設の利用料の割引

公共施設、美術館、動物園、遊園地等の入場料の割引が受けられます。割引制度の有無や詳細については、各施設へ問い合わせてください。

◆ 自動車の利用支援 ◆

自動車運転免許取得費の助成

障害がある方の日常生活の行動範囲を広げるために、自動車の運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

■対象者	身体障害者手帳を所持し、自ら運転する方のうち、次のいずれにも該当する方 ① 市内に1年以上居住していること。 ② 教習所において技能を習得し、運転免許を新規に取得すること。 ③ 所得制限に該当しないこと。
■助成額	免許の取得に直接要した経費の1/2（上限100,000円）
■申請手続	免許取得後1か月以内に、次の書類を添えて申請してください。 (①、②の様式は社会福祉課にあります。) ① 世帯調書 ② 自動車運転技能教習終了証明書 ③ 取得した運転免許証の写し ④ 身体障害者手帳 ⑤ 印鑑
■窓口	社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

自動車改造費の助成

重度肢体障害者が自動車を操作しやすいように改造する費用を助成します。改造前の申請が必要ですので、事前にご相談ください。

なお、過去5年以内に助成を受けた場合は、対象となりません。

■対象者	次のいずれにも該当する方 ① 市内に1年以上居住していること。 ② 重度（1級または2級）の上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者手帳を所持していること。 ③ 就労等のために障害者本人が所有し、自ら運転する自動車であること。 ④ 所得制限に該当しないこと。
■助成額	自動車の操向装置および駆動装置の改造に要した費用（上限100,000円）
■申請手続	改造に着手する前に、次の書類を添えて申請してください。 ① 見積書 ② 改造の内容がわかる書類および改造前の写真 ③ 運転免許証 ④ 身体障害者手帳 ⑤ 印鑑
■窓口	社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

駐車禁止除外指定車標章の交付

障害者本人が乗降する自動車を駐車する場合に、駐車禁止区域に必要最小限の駐車を認める標章です。兵庫県公安委員会が交付します。

■対象者

次の障害に該当する場合に対象となります。

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	●	●	●	●	×	×	
	聴 覚 障 害		●	●	×		×	
	平 衡 機 能 障 害			●		×		
	上 肢 機 能 障 害	●	①	×	×	×	×	
	下 肢 機 能 障 害	●	●	●	●	×	×	
	体 幹 機 能 障 害	●	●	●		×		
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	●	②	×	×	×	×
		移動機能	●	●	●	●	×	×
	内 部 障 害（下記を除く）		●		●	●		
	内 部 障 害（肝 臓）		●	●	●	×		
	内 部 障 害（膀胱又は直腸）		●		●	×		
	免 疫 機 能 障 害		●	●	●	●		
	療 育 手 帳		A判定					
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		1 級						

※① 両上肢の機能の著しい障害または両上肢のすべての指を欠く障害に限る。
 ※② 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

■申請手続

次の書類を用意して申請してください。申請から約2週間後に交付されます。

- ① 障害者手帳およびその写し1部
 - ② 印鑑
- <代理申請の場合>
- ① 委任状
 - ② 代理の方の身分証明となるもの

■有効期間

有効期間は3年です。更新申請は、有効期限の1か月前から行えます。

■問合せ先

西脇警察署 TEL 22-0110

身体障害者手帳をお持ちの方は、西脇市身体障害者福祉協会の事務所（萩ヶ瀬会館3階）や兵庫県身体障害者福祉協会でも申請できます。
 （新規 2,095円 更新 1,570円）

■その他

- 標章を掲示していても、次のような場所では取締りの対象となります。
1. 駐停車禁止場所（交差点付近、横断歩道付近、トンネル など）
 2. 駐車禁止場所（駐車場の出入口付近 など）
 3. 長時間の駐車、長期間の車庫代わりの駐車 など

兵庫ゆずりあい駐車場制度

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付します。

- | | |
|--------------|--|
| ■対象者 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方 |
| ■申請手続 | 次の書類を用意して申請してください。
① 申請書（申請窓口にあります。県のHPからダウンロードできます。）
② 対象者であることを証明できる書類またはその写し
（例：障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等）
③ 代理人の方の身分証明書（代理申請の場合） |
| ■窓口 | ① 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）
② 加東健康福祉事務所 監査・福祉課（社総合庁舎内）
TEL 0795-42-9357 FAX 0795-42-4050
③ 兵庫県福祉部 ユニバーサル推進課
TEL 078-362-4379 FAX 078-362-9040 |
| ■利用方法 | 「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標識がある駐車区画に駐車するときに、利用証をルームミラーにかけるなど、外から見えるように車内に掲示します。
※ 「駐車禁止除外指定車標章」を利用証として使用することができます。
※ 対象となる駐車区画がある施設は、県のホームページで確認できます。
URL： https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html |



【案内標識】



【利用証】

◆ 障害者総合支援法によるサービス ◆

障害のある方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の提供や、相談などの支援を行います。

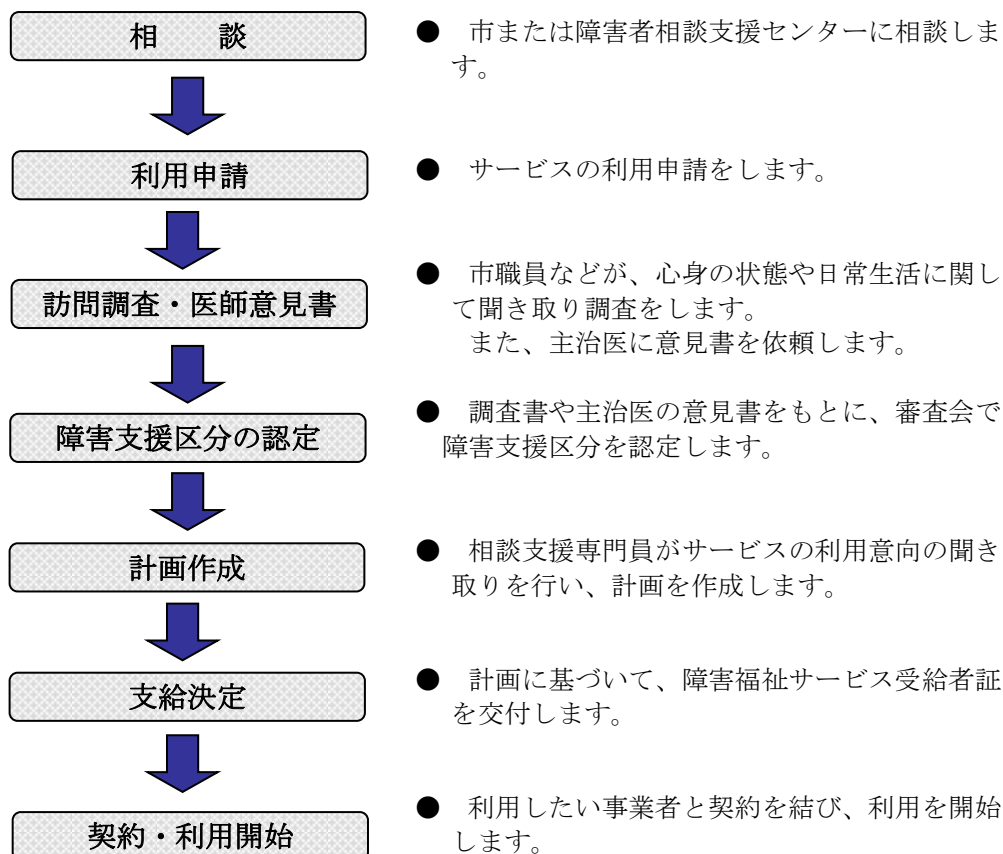
1. 障害福祉サービス

■対象者

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方で、サービス利用が必要であると認められる方
- ② 障害者総合支援法の対象疾病（366疾病）により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている方

■利用手続

～ 利用手続の流れ ～



■サービス利用

- ① 介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。
- ② サービスを利用したときには、費用の1割が自己負担となります。
ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

■窓口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

障害福祉サービスの種類

	サービス名	給付の種類	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	同行援護	介護給付	視覚障害により、外出時の移動が困難な方に同行し、移動に必要な援護を行います。
	行動援護	介護給付	知的・精神障害により行動が困難で、常に介護の必要な方に、危険回避のために必要な支援や外出支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護給付	介護の必要性が特に高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	自立生活援助	介護給付	ひとり暮らしに必要な生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、一定期間、必要な支援を行います。
日中活動系サービス	療養介護	介護給付	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の援助を行います。
	生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、昼間、施設での介護を行うほか、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	訓練等給付	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	訓練等給付	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	訓練等給付	一般企業等に就労された方に、就労の継続を図るために、一定期間、企業や自宅等への訪問、必要な連絡調整、指導および助言等を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。入居者について、家賃助成制度があります。(所得制限があります。)
	施設入所支援	介護給付	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域相談支援	地域移行支援		障害者支援施設からの退所や、精神科病院からの退院に向け、住居の確保や新生活の準備、障害福祉サービスの体験利用などの支援を行います。
	地域定着支援		地域において単身生活をしている障害者や、同居の家族による支援を受けることが困難な障害者に対して、連絡相談等のサポートを行います。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市が実施する事業です。利用にあたっては、障害福祉サービスの利用申請に準じた手続が必要です。

移動支援事業

- | | |
|--------|---|
| ■内 容 | 公的機関に赴くなど、社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加促進の観点から特に必要と認められる外出について支援をします。 |
| ■利用者負担 | サービス費用の1割
ただし、所得に応じて上限額が定められます。 |
| ■対 象 者 | 障害により屋外での移動が困難な、障害者手帳を所持する重度の肢体障害者や知的障害者など |
| ■窓 口 | 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口） |

日中一時支援事業

- | | |
|--------|---|
| ■内 容 | 障害のある方に日中の活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。 |
| ■利用者負担 | サービス費用の1割
ただし、所得に応じて上限額が定められます。 |
| ■対 象 者 | 日中に自宅で介護する方が不在などの理由で、一時的に見守り等が必要と認められる65歳未満の障害者および障害児 |
| ■窓 口 | 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口） |

3. 補装具・福祉用具

補装具の購入・修理・借受

身体障害者の日常生活上必要な移動等の確保や、能率の向上を図るため、身体機能を補完する装具等の作成費用、修理費用および借受費用を支給します。

■対象者

- ① 身体障害者手帳を所持する方
 - ② 障害者総合支援法の対象疾病をお持ちの方
- ただし、他の制度が利用できる場合は、対象とならない場合があります。

■申請手続

補装具には、次のような種類があります。補装具の種類ごとに必要書類や手続が異なりますので、事前にご相談ください。
来所判定の場合は、兵庫県立身体障害者更生相談所での判定となります。

対象者区分	補装具の種類	判定方法	必要書類		
			手帳等 身障	医師の 意見書	見積書 補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ	文書	●		●
	眼鏡	文書	●	●	●
	義眼	文書	●	●	●
聴覚障害	補聴器	文書	●	●	●
肢体不自由	義肢	来所	●		
	装具	来所	●		
	座位保持装置	来所	●		
	車椅子（既製品）	文書	●	●	●
	車椅子（オーダー）	来所	●		
	電動車椅子	来所	●		
	歩行器	文書	●	●	●
	歩行補助つえ	文書	●		●
意思伝達装置	文書	●	●	●	

- (1) 難病の方は、身体障害者手帳の代わりに、医師の意見書等の提出が必要です。
- (2) 障害児（18歳未満）の場合は、上記のほかに「座位保持椅子（カーシート含む。）」「起立保持具」「頭部保持具」「排便補助具」が認められる場合があります。
- (3) 障害児（18歳未満）の場合は、原則としてすべての補装具について文書判定を行います。来所判定は必要ありませんが、「医師の意見書」と「補装具見積書」が必要となります。

■利用者負担

原則として費用の1割
ただし、申請者等の課税状況により軽減制度があります。

■介護保険制度

介護保険対象者が、車椅子（既製品）・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえを希望する場合には、介護保険制度が優先となります。

■窓口

社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

日常生活用具の給付

障害のある方の日常生活をより円滑にするために必要な用具を給付します。用具により対象者や申請に必要な書類が異なります。

■対象者	下記のうち、一覧表の給付対象者に該当する方 ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ② 障害者総合支援法の対象疾病をお持ちの方
■申請手続	申請には、次の書類が必要です。 ① 障害者手帳 ② 医師意見書（種目により不要。ただし、難病の方は全種目必要） ③ 見積書・購入する用品のカタログ
■利用者負担	原則として費用の1割（課税状況により軽減制度があります。）
■介護保険制度	介護保険対象者が、種目に「※」がある用具を希望する場合には、介護保険制度による貸与・給付が優先されます。
■窓 口	社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

日常生活用具の種目と給付対象者一覧表

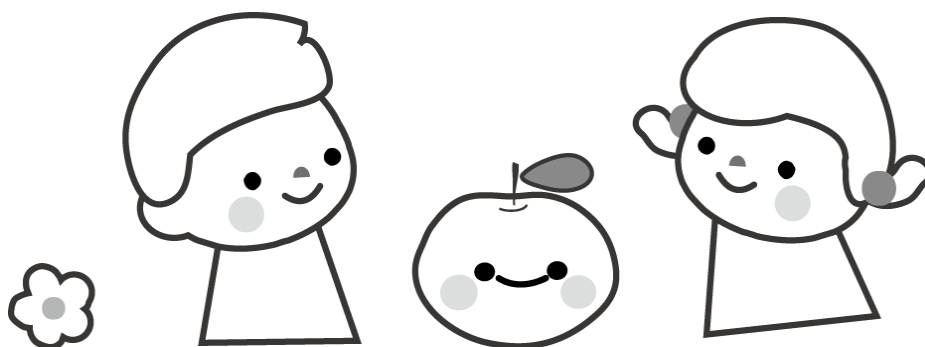
	種 目	給 付 対 象 者	基 準 価 格	耐 用 年 数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、自力で寝返りまたは起き上がりができない障害者 ② 寝たきりの状態にある難病患者	154,000円	8年
	特殊マット(※)	① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者 ② 下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児 ③ 療育手帳A判定で、3歳以上の者 ④ 寝たきりの状態にある難病患者	102,000円	5年
	特殊尿器(※)	① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者で、学齢児以上の者 ② 自力で排尿できない難病患者	67,000円	5年
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者	82,400円	5年
	体位変換器(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたって他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者 ② 寝たきりの状態にある難病患者	15,000円	5年
	移動用リフト(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者	159,000円	4年
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児	33,100円	5年
	訓練用ベッド	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢以上の障害児 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者	159,200円	8年

種 目		給 付 対 象 者	基準価格	耐用年数	
自立生活支援用具	入浴補助用具(※)	① 下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする3歳以上の者 ② 入浴に介助を要する難病患者	90,000円	8年	
	便器(※)	① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 常時介護を要する難病患者	4,450～ 5,400円	8年	
	腰掛便座(※)	下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者	23,100円	8年	
	頭部保護帽	① 平衡機能障害3級または下肢もしくは体幹機能障害2級以上で頻繁に転倒する者 ② 療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ア 主材料がスポンジ・皮 イ 主材料がスポンジ・皮・プラスチック	ア 15,600円 イ 37,800円	3年	
	T字状・棒状のつえ(※)	下肢または体幹機能障害により、歩行障害があり、支持が必要な者	主体-木材	2,200円	3年
			主体-軽金属	3,000円	
	移動・移乗支援用具(※)	① 平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする学齢児以上の者 ② 下肢が不自由な難病患者	60,000円	8年	
	特殊便器	① 上肢障害2級以上で、学齢児以上の者 ② 上肢機能に障害のある難病患者	151,200円	8年	
	火災警報機	障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	15,500円 2台まで	8年	
	自動消火器	① 障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ② 火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	28,700円	8年	
	電磁調理器	視覚障害2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（当該障害を有する者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	41,000円	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	7,000円	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400円	10年		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、3歳以上のもの	51,500円	5年	
	ネブライザー	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者 ② 呼吸器機能に障害のある難病患者	36,000円	5年	
	電気式たん吸引器	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、必要と認められる者 ② 呼吸器機能に障害のある難病患者	56,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	10年	

種 目		給 付 対 象 者	基 準 価 格	耐 用 年 数	
在宅療養等支援用具	人工呼吸器、ネブライザー及び電気式たん吸引器用自家発電機又は蓄電池等	① 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた身体障害者（児）	自家発電機	100,000円	10年
			蓄電池等	50,000円	5年
		② 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた難病患者	申請1回につき、自家発電機または蓄電池等のいずれか1種目		
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	9,000円	5年	
	盲人用血圧計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	15,500円	5年	
	盲人用体重計	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	18,000円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、人工呼吸器の装着が必要と認められる者 ② 人工呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500円	6年	
人工鼻	喉頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち医療保険等による給付を受けることができない者	23,760円/月	—		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害または肢体不自由で、発声発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上または上肢障害2級以上で、文字を書くことが困難な学齢児以上の者	100,000円	6年	
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）で、必要と認められる者	383,500円	6年	
	点字器	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	1,700～10,700円	5年～7年	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる者に限る。）	63,100円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	録音再生機	85,000円	6年
			再生専用機	48,000円	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	198,000円	8年	
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	207,900円	8年	
	盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者	触読時計	10,300円	10年
			音声時計	13,300円	
	視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上で、本装置により地上デジタル放送の音声を受信することが必要な者	29,000円	6年	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	30,000円	5年		

種 目		給 付 対 象 者	基 準 価 格		
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	6年	
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）で、本装置の買い換えについて医療保険等による給付が受けられない者	200,000円	5年	
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式	5,100円	4年
			電動式	72,200円	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	市長が必要と認めた額	—	—	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸機能障害でストマを造設した者	8,858円/月	—	
		ぼうこう機能障害でストマを造設した者	11,639円/月	—	
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害等により排泄行為が不可能で、かつ、知的障害等のため、尿意・便意が意思表示できない者	12,000円/月	—	
	収尿器	① ぼうこう機能障害で排尿のコントロールが困難な者 ② 尿路変更のストマを造設した者	5,800～ 8,700円	1年	
住宅改修	居宅生活動作補助用具(※)	① 下肢、体幹機能障害または運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上で、学齢児以上の者 ② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者 ※ 障害者1人につき1回限りの利用となります。	200,000円	1回限り	

MEMO



◆ 児童に対するサービス ◆

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中度難聴児の聞こえの確保と言語発達の支援のため、補聴器購入費用等を一部助成します。

■対象者	次のすべてにあてはまる方 ① 対象児童の保護者が西脇市内に住所を有すること。 ② 年齢が0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。 ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること。 ※ 両耳とも聴力レベルが30デシベル未満の場合であっても、医師が補聴器の装用が必要と認める時は助成の対象とする。 ④ 補聴器の装用により、一定の効果があると医師が判断していること。 ⑤ 世帯の市民税所得割額の合計が23万5千円未満であること。
■助成額	補聴器購入費 40,000円～100,000円 耳あて等交換費 6,000円～18,000円 ※ 購入する品目によって助成額が異なります。
■申請手続	申請には、次の書類が必要です。 ① 医師意見書（様式は社会福祉課にあります。） ② 見積書
■窓口	社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

さぼーとノート・サポートファイル

■対象者	身体・知的・精神に障害があるなど、発達が気になる子ども
■内容	さぼーとノート 発育状況や生活状況を記録する母子健康手帳のような役割のノートです。保護者が管理し、就園や就学など様々な相談のときに、子どもの状態を説明するために活用できます。 サポートファイル 乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、一貫した支援や配慮が途切れることなく受けられることを目的に作られたファイルです。認定こども園や学校等と子どもの様子を共有するときに活用できます。就園・就学後は、それぞれの園や学校でファイルを管理します。
■窓口	はぴいくサポートセンター（市庁舎1階 115番の窓口）

児童福祉法によるサービス

	サービス名	サービス内容
障害児 入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて保護し、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能を与えます。
	医療型障害児入所施設	障害児を入所させて保護し、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行います。
障害児 通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や、知的技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度または外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

障害児入所支援

- 対象者 身体、知的または精神に障害のある子ども
※ 手帳の有無は問いません。
- 申請手続 兵庫県加東こども家庭センターを通じて行います。
まずは、はびいくサポートセンターでご相談ください。
- 窓口 はびいくサポートセンター（市庁舎1階 115番の窓口）

障害児通所支援

- 対象者 身体、知的または精神に障害のある子ども
※ 手帳の有無は問いません。
- 申請手続 申請には、次の書類が必要です。
① 印鑑
② 障害者手帳、診断書など障害の状態がわかる書類
③ 特別児童扶養手当等の証書（受給している方のみ）
④ 健康保険証（医療型児童発達支援を申請する場合）
- 利用者負担 保護者の所得に応じて、自己負担額が設定されます。
- 窓口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

◆ 介護保険サービスの利用 ◆

介護保険は、40歳以上の方が加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときに、サービスを利用できる制度です。

介護保険サービスには、障害者総合支援法に基づくサービスと類似するものが多数ありますが、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。

■対象者

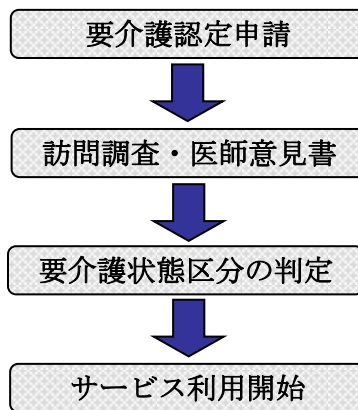
- ① 65歳以上の方で、介護や支援が必要と認定された方
- ② 40歳から64歳までの方で、次の特定疾病により、介護や支援が必要であると認定された方

〈特定疾病〉

<ul style="list-style-type: none"> ◆がん（末期） ◆関節リウマチ ◆筋萎縮性側索硬化症 ◆後縦靭帯骨化症 ◆骨折を伴う骨粗しょう症 ◆多系統萎縮症 ◆初老期における認知症 ◆脊髄小脳変性症 ◆早老症 ◆脊柱管狭窄症 	<ul style="list-style-type: none"> ◆糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症 ◆脳血管疾患 ◆進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核 変性症およびパーキンソン病 ◆閉塞性動脈硬化症 ◆慢性閉塞性肺疾患 ◆両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症
---	---

■利用手続

～ 利用手続の流れ ～



- サービス利用を希望する方は、長寿福祉課に「要介護認定」の申請をしてください。
- 市職員などが訪問し、心身の状況などについて調査します。
- 調査結果や医師意見書により、「審査会」で要介護状態区分が判定されます。区分には、要介護1～5と要支援1～2があります。
- ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、サービスの利用を開始します。

■サービス利用

- ① 介護保険のサービスを利用する際には、要介護（要支援）状態区分別に保険から給付される上限額（支給上限額）が決められています。
- ② サービスを利用したときには、原則として、費用の1割、2割または3割が自己負担となります。

■窓 口

長寿福祉課（市庁舎1階 113番の窓口）

◆ 在宅生活の支援 ◆

車椅子の一時貸出

- | | |
|----------|---|
| ■内 容 | 一時的に車椅子が必要となった方に、最大3か月間、無料で貸し出します。 |
| ■対 象 者 | 歩行が困難で、車椅子が必要な方（身体障害者手帳の有無は問いません。）
介護保険が適用される方は、利用できない場合があります。 |
| ■問 合 せ 先 | 西脇市社会福祉協議会 TEL 22-5400 FAX 23-1891 |

福祉電話の貸与

- | | |
|------|---|
| ■内 容 | 電話を保有しない低所得のひとり暮らし高齢者等の高齢者世帯や重度障害者に
対し、緊急連絡の手段を確保するために、福祉電話を貸与します。 |
| ■窓 口 | 長寿福祉課・社会福祉課（市庁舎1階 113番、114番の窓口） |

訪問入浴サービス

- | | |
|----------|--|
| ■内 容 | 在宅の重度身体障害者を対象に、移動入浴車により入浴サービスを行います。 |
| ■対 象 者 | 64歳以下の身体障害者手帳1級または2級を所持する方。ただし、介護保険の
対象となる方を除きます。 |
| ■費 用 負 担 | 入浴費用の1割（1,304円） |
| ■窓 口 | 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口） |

にしわき安心ボトル（救急医療情報キット）

- | | |
|--------|---|
| ■内 容 | 重度障害者の方や高齢者のみの世帯の方などが救急車を呼んだとき、その場に
家族等がいなくても、かかりつけの医療機関や持病、服用中の薬、緊急連絡先
等の情報を救急隊員に伝えられるようにするためのキットです。 |
| ■対 象 者 | ① 重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健
福祉手帳1級）の方
② 65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方
③ 上記に準ずる方 |
| ■使 い 方 | 専用の用紙に必要な情報を記載し、ボトルに入れて冷蔵庫に保管します。 |
| ■窓 口 | 社会福祉課・長寿福祉課（市庁舎1階 113番、114番の窓口） |

福祉票

- | | |
|--------|--|
| ■内 容 | 市内に居住する高齢者、障害者等で援護が必要な方を把握し、迅速な支援ができる体制を確立するための資料で、民生委員・児童委員を通じて提出します。また、災害時の避難等の支援につなげるための資料としても利用します。 |
| ■対 象 者 | 普段は何とか生活できているが、緊急なことが発生した場合に家族の支援が受けられない、または家族だけでは対処できず第三者の支援が必要と思われる方
① おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方
② 寝たきりの方または重度障害者の方
③ 視覚障害者または聴覚障害者のみの世帯の方
④ 上記に準ずる方 |
| ■窓 口 | 社会福祉課・長寿福祉課（市庁舎1階 113番、114番の窓口） |

住宅改造費の助成

- | | |
|--------|---|
| ■内 容 | 身体等に障害のある方が引き続き自宅で生活できるよう、住まいを改造する費用を助成します。 |
| ■対 象 者 | 次に該当する方が対象となります。所得制限があります。（所得税非課税世帯）
① 身体障害者手帳1級または2級の方
② 療育手帳A判定の方
③ 介護保険法による要支援または要介護認定を受けた方 |
| ■助成限度額 | 1世帯あたり最大100万円
（課税状況や改造箇所により、助成限度額が変わります。） |
| ■窓 口 | 社会福祉課・長寿福祉課（市庁舎1階 113番、114番の窓口） |

身体障害者補助犬の貸与

- 内 容 身体障害のある方に対し、自立および社会参加促進を図ることを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の貸与を行っています。
- 貸付対象者 障害の種類および程度が下表に該当し、原則として、次の要件のいずれにも該当する方
- ① 県内に居住する方
 - ② 自立または就労等社会活動への参加に効果があると認められる方
 - ③ 現に障害者支援施設およびこれに類する施設に入所していない方
 - ④ 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する方にあつては、その家屋の所有者または管理者から補助犬の飼育について承諾を得た方
 - ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用できると認められる方
- | 補助犬の種類 | 障害の種類および程度 |
|--------|-------------------------|
| 盲導犬 | 視覚障害1級または2級の身体障害者手帳所持者 |
| 介助犬 | 肢体不自由1級または2級の身体障害者手帳所持者 |
| 聴導犬 | 聴覚障害2級の身体障害者手帳所持者 |
- 申込手続 例年、4月頃に希望者の募集があります。あらかじめ社会福祉課に相談してください。
- 窓 口
- ① 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）
 - ② 兵庫県健康福祉部 障害福祉局 ユニバーサル推進課
TEL 078-362-4379 FAX 078-362-9040

朗読CDの貸出

- 内 容 視覚障害者の方に、朗読CDを郵送で貸し出しています。

声の広報	広報「にしわき」	月1回発行	60分
カナリヤだより	社協だより、議会だより等	月1回発行	90分

- 問合せ先 西脇市社会福祉協議会 TEL 22-5400

手話通訳者・要約筆記者の派遣

- 対象者 18歳以上の市内在住者で、聴覚障害または音声・言語機能障害の方
- 利用方法 派遣を希望する日の10日前までに申請してください。
内容によっては、派遣ができないことがあります。事前に相談してください。
- 窓口 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

- 対象者 兵庫県内在住で、視覚障害と聴覚障害両方の身体障害者手帳をお持ちの方
- 利用方法 下記の窓口まで直接申込みをしてください。
内容によっては、派遣ができないことがあります。
- 問合せ先 ひょうご盲ろう者支援センター TEL 078-579-7601 FAX 078-579-7603

110番アプリ・ファクス110番

- 内容 聴覚・言語が不自由な方のために、110番アプリやファクスで110番通報を受け付けています。
- 110番アプリ スマートフォンで「110番アプリ」を検索して、インストールしてください。通報には、氏名、電話番号、自宅住所、年齢、性別の事前登録が必要です。
- メール通報 フィーチャーフォンからの通報は、専用URL (<http://mobile110.npa.go.jp>) から行ってください。通報には、氏名、電話番号、自宅住所、年齢、性別の事前登録が必要です。
- FAX110 専用ファックス (FAX 078-382-0110) に送信してください。
「事故・事件の別」「場所」「時間」「犯人の状況」「今の状況」「送信者」を明記してください。
- 問合せ先 兵庫県警察本部 TEL 078-341-7441 FAX 078-341-2110

ファクス 119 番

- 内 容 聴覚・言語が不自由な方のために、ファクスによる通報を実施しています。
- 通報方法 119をダイヤルし、送信してください。専用の様式もあります。
- 問合せ先 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）
北はりま消防本部西脇消防署 TEL 22-0119 FAX 23-6119

Net 119 緊急通報システム

- 内 容 聴覚・言語に障害のある方が、スマートフォンなどの携帯端末を使って119番通報ができるシステムです。
- 利用方法 事前に登録申請をすると、専用アプリを使って119番（救急・火事）通報ができます。
- 登録方法 [窓口申請]
申請書に必要事項を記入して提出してください。申請書は、社会福祉課窓口または北はりま消防本部ホームページからダウンロードできます。

[Web申請]
「check-kitaharima@r-call119.jp」に空メールしてください。北はりま消防組合ホームページにもWeb申請の方法が記載されています。
- 問合せ先 社会福祉課（市庁舎1階 114番の窓口）
北はりま消防本部 警防部情報管理課
TEL 0795-48-0119 FAX 0795-48-3149

◆ 就労支援 ◆

ハローワーク西脇

- | | |
|-------|--|
| ■内 容 | 就職についての相談・支援を行っています。受付で障害者手帳を所持していることを申し出てください。
第2～4火曜日の午前中は手話協力員が配置されています。 |
| ■問合せ先 | 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎内 TEL 22-3181 FAX 22-3969 |

兵庫県立障害者高等技術専門学院

障害のある方の残存機能の向上と職業に必要な能力の向上を目的としています。

- | | |
|-------|---|
| ■内 容 | 入校期間は1年間で、身体障害者向けコースと知的障害者向けコースがあります。 |
| ■費用負担 | 授業料は無料です。
遠方の方のために寮があります（食費、光熱費等の実費負担あり。）。 |
| ■選考方法 | ハローワークで職業相談を受け、適当と認められると入校を申し込むことができます。
学科試験、面接、身体検査書などにより選考します。 |
| ■問合せ先 | 神戸市西区曙町1070 TEL 078-927-3230 FAX 078-928-5512 |

兵庫障害者職業能力開発校

一般の職業能力開発校で訓練を受けることが困難な障害のある方が、就労のために必要な知識や技能、技術を習得することを目的としています。

- | | |
|-------|---|
| ■内 容 | 入校期間は1年間で、身体障害者向け、知的障害者向け、発達障害者向けのコースがあります。 |
| ■費用負担 | 授業料は無料です。
遠方の方のために寮があります（食費、光熱費等の実費負担あり。）。 |
| ■選考方法 | ハローワークで職業相談を受け、適当と認められると入校を申し込むことができます。
学科試験、面接、身体検査書などにより選考します。 |
| ■問合せ先 | 伊丹市東有岡4丁目8番地 TEL 072-782-3210 FAX 072-782-7081 |

兵庫県障害者職業センター

- 内 容 センター内での作業支援や、職業準備講習カリキュラム、精神障害者自立支援カリキュラムなどの職業準備支援を行っています。また、必要に応じて職業評価を行っています。
- 問合せ先 神戸市灘区大内通5-2-2 TEL 078-881-6776 FAX 078-881-6596

北播磨障害者就業・生活支援センター

- 内 容 北播磨圏域にお住まいの障害のある方を対象に、就労の支援を行っています。障害のある方を雇用する事業主からの相談にも応じています。
- 問合せ先 三木市緑が丘町本町2-3 「三木精愛園」内
TEL 0794-84-1018 FAX 0794-85-9000

精神障害者社会適応訓練事業

- 内 容 回復途上にある精神障害者が、集中力・対人能力・仕事に対する持久力などを養うために、一定期間（6か月から最長2年間）協力事業所（職親）に通い、社会に適応していくための様々な訓練を受けることによって、一般就労への移行など社会自立を促進します。
- 問合せ先 加東健康福祉事務所（保健所） TEL 0795-42-5111（代表）

◆ 貸付制度 ◆

生活福祉資金の貸付

他からの資金の利用が困難な世帯の方々に低利の資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立や、地域社会での安定した生活を図ることを目的とした制度です。

- | | |
|-------|---|
| ■対象者 | 次の要件にすべて該当する方で、貸付により自立が見込める世帯
① 障害者手帳を所持する方のいる世帯であること。
② 他の貸付を受けることができないこと。
③ 民生委員の指導・援助が受けられること。
④ 貸付金の償還が可能で、原則、連帯保証人がいること。 |
| ■貸付利率 | 無利子（ただし、連帯保証人を立てない場合は、年1.5%） |
| ■問合せ先 | 西脇市社会福祉協議会 TEL 22-5400 FAX 23-1891 |

身体障害者更生資金の特別貸付

- | | |
|-------|--|
| ■対象者 | 生活福祉資金の生業貸付を受けた方で、なお資金の不足する方
連帯保証人が必要です。 |
| ■貸付内容 | 貸付限度額 400,000円
貸付利率 年3% |
| ■問合せ先 | 兵庫県身体障害者福祉協会 TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260 |

在宅重度身体障害者生活環境改善資金の貸付

日常生活や介護をしやすくするために、浴室や便所等を改造する資金の貸付をします。

- | | |
|-------|---|
| ■対象者 | 次の要件にすべて該当する方
① 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A判定を所持する方
② 県内に引き続き6か月以上在住していること。
③ 貸付金の償還が可能で、確実な保証人がいること。 |
| ■貸付内容 | 貸付限度額 1,000,000円
貸付利率 無利息 |
| ■問合せ先 | 兵庫県身体障害者福祉協会 TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260 |

◆ 社会参加・権利擁護 ◆

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力の不十分な方を保護し、支援するための制度です。

成年後見人は、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為を行ったり、本人が法律行為を行う時に同意を与えたり、同意を得ずに行った法律行為を後から取り消したりする事によって、本人を保護・支援します。

■法定後見	本人の判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所の審判により後見人（保佐人・補助人）が決定され開始されます。本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。
〈問合せ先〉	神戸家庭裁判所社支部 TEL 0795-42-0123
■任意後見	将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておくものです。法定後見は裁判所の審判によるものですが、任意後見は公正証書による契約で行います。
〈問合せ先〉	加古川公証役場 TEL 079-421-5282

福祉サービス利用援助事業

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が、地域で生活できるよう、福祉サービスについての情報提供など総合的な支援をします。

■援助内容	地域で安心して生活するために、生活支援員が次のような援助をします。 ① 福祉サービスについての情報提供 ② 福祉サービス利用手続の手伝い ③ 福祉サービス利用料などの支払 ④ 日常的な金銭管理の手伝い ⑤ 苦情解決制度利用の手伝い
■利用料	1時間 600円（相談は無料）
■保管料	1か月 600円
■問合せ先	西脇市社会福祉協議会 TEL 22-5400 FAX 23-1891

選挙（代理投票）

- 対象者 身体障害やけがなどのために、投票用紙に自書できない方
- 内容 投票所の係員の代筆で投票する制度です。希望される方は、投票所・期日前投票所の係員に申し出てください。
- 問合せ先 選挙管理委員会（市庁舎4階）

選挙（点字投票）

- 対象者 視覚障害のある方
- 内容 点字により投票する制度です。希望される方は、投票所・期日前投票所の係員に申し出てください。
- 問合せ先 選挙管理委員会（市庁舎4階）

選挙（郵便等による不在者投票）

- 対象者 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証に、次の表のうち、いずれかの記載がある方

手帳等の種類	障害の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	肝臓・免疫	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証		要介護5

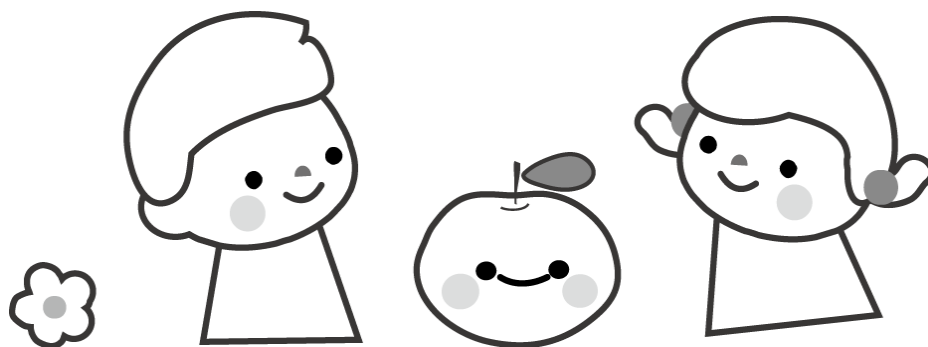
- 内容 身体に重度の障害などがあって投票所に行けない方が、郵便等により、自宅などで投票できる制度です。あらかじめ選挙管理委員会に申し出て、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。
- 投票方法 投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を添えて、投票用紙と封筒を選挙管理委員会に請求してください。送付された投票用紙に記載し、送付された封筒に入れ、郵便などにより返送します。
- 問合せ先 選挙管理委員会（市庁舎4階）

◆ 市内の事業所等 ◆

事業所名	所在地	連絡先	事業内容
ケアサポートセンターえがお	野村町249-10	20-7949	居宅介護・重度訪問介護・移動支援
桜丘ヘルパーステーション	黒田庄町田高 313-126	25-5300	居宅介護 重度訪問介護
西脇市社会福祉協議会 ヘルパーステーション	郷瀬町666-5	23-9122	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援
指定生活介護 ふあいん/ キャッチボール	西脇712-73	27-8480	生活介護 就労継続支援B型
生活介護支援事業所つなぐ	西脇263-1	25-2600	生活介護 日中一時支援
虹の会工房/ げんき	黒田庄町前坂2140	28-5128	生活介護 就労継続支援B型
ホットホーム穏樹	下戸田511	38-7555	生活介護 日中一時支援
障がい者短期入所事業所いこい	黒田庄町黒田1172-6	38-8600	短期入所
ソーシャルインクルーホーム 西脇野村町	野村町443-1	24-6011	短期入所 共同生活援助
ゆいまーる	黒田庄町前坂375	27-8127	短期入所
ワークショップさくら	黒田庄町喜多1527-3	38-7651	就労継続支援A型
econte	蒲江320-3	23-8800	就労継続支援B型
にこっと	寺内519-63	20-7952	就労継続支援B型
Passo 西脇	和田町894-1	20-9147	就労継続支援B型
ワークショップゆめふぁーむ	黒田庄町田高317-2	28-3241	就労継続支援B型
ワークステップかりん/ なかよし工房	黒田庄町前坂2139	28-2918	就労継続支援B型 地域活動支援センター
グループホームハピネス大野	大野467-4	20-3676	共同生活援助
虹の会工房グループホーム	黒田庄町前坂2107-1	20-5809	共同生活援助
西脇市障害者相談支援 センター ういーぶねっと	下戸田128-1	27-8450	計画相談支援
障害者相談支援センター 「ぱれっと」	西脇771-86 松田ビル1階	25-0551	計画相談支援・地域定着支援 ・地域移行支援
赤とんぼ相談支援事業所	西脇1239-2	24-7500	計画相談支援
相談支援センターえがお	野村町249-10	20-7949	計画相談支援

事業所名	所在地	連絡先	事業内容
めぐみ訪問看護ステーション	郷瀬町405	24-5866	日中一時支援
ワークホームタンポポ	大野175	22-8149	地域活動支援センター
宿泊訓練ホームわっしょい	大野542-73	24-1458	宿泊訓練ホーム
アミコ	西脇市西脇760-1	22-2909	児童発達支援 放課後等デイサービス
みらいポケットにしわき	野村町1257-1 生野医院 2階	25-2377	児童発達支援 放課後等デイサービス
エール西教室	西脇1051-20	38-8822	放課後等デイサービス
Growing つばめ	西田町180-5	25-2055	放課後等デイサービス
こども教室エール	下戸田37-3 高瀬ビル 1階	38-8083	放課後等デイサービス 日中一時支援
こはくのひろば	上野207-2	38-7677	放課後等デイサービス
チャレンジ・キッズ西脇	高田井町33-7	20-6992	放課後等デイサービス

＊ ＊MEMO＊ ＊



◆ 障害者団体・自助グループ ◆

西脇市身体障害者福祉協会

身体障害者手帳の交付を受けた方で組織しています。身体障害者の交流と親睦を深めるとともに、福祉の増進と社会参加を図ることを目的としています。

機関誌の発行や交流行事の開催のほか、上部団体を通じて要望や陳情活動を行っています。

【連絡先】 〒677-0053 西脇市和布町277-1
西脇市総合福祉センター（萩ヶ瀬会館）3階
TEL/FAX 22-2727

西脇市手をつなぐ育成会

西脇市内の知的障害者（児）等を養育する保護者が、地域における障害児教育と福祉の向上ならびに施設の充実を目指して活動しています。

障害者とその家族に対する相談支援や、ワークホームタンポポなどの運営のほか、障害者と地域住民の交流事業などを行っています。

【連絡先】 〒677-0025 西脇市大野175 ワークホームタンポポ内
TEL/FAX 22-8149

白ゆり会家族会（西脇市・多可町精神障害者家族会）

精神障害のある方の家族が、社会の中で孤立することなく、互いに支え合いながら課題解決の糸口を探ることを目的に、学習会の開催や情報交換を行っています。

【連絡先】 〒679-0303 西脇市黒田庄町前坂2139 NPO法人白ゆり会内
TEL 28-2918 FAX 28-2937

ましゅぽかWEST

障害のある子どもの保護者が集まり、情報交換や学習会などを開催しています。

【連絡先】 〒677-0043 西脇市下戸田128-1
西脇市障害者基幹相談支援事業センター ういーぶねっと
TEL 27-8450 FAX 27-8451

あつまろかい

障害のある子どもたちや成人が社会で活動できる場を持ち、幸せに暮らしていくことを目指して、当事者や保護者が集まり、情報交換や学習会、遊びの会などを開催しています。

【問合せ先】 西脇市社会福祉課
TEL 22-3111 FAX 22-6037

てとて広場

0～18歳の生きづらさを抱えた子どもとその家族の応援をします。学校に行きづらい、家に引きこもりがちな子どもの居場所開設、発達に不安がある子どもの相談・学習支援、生きづらさを抱えた子どもの保護者のおしゃべり会の開催などを行っています。

【問合せ先】 〒677-0015 西脇市西脇1036-2 てとて広場
TEL 090-4035-3542 (東野)
メール tetotehiroba@gmail.com



障害者に関するマーク

<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 マークの使用については、国際リハビリテーション協会の使用指針により定められています。</p>	<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬法により公共施設や交通機関、商業施設、ホテル、レストランなどの民間施設にも補助犬が同伴できるようになりました。</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門、人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>身体内部に障害がある人を表しています。 外見では障害があることが分かりにくい人々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために生まれたマークです。</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された、盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などに付けられます。</p>	<p>【譲りあい感謝マーク】</p> 	<p>兵庫県が推進している「ユニバーサル社会」づくりの取組の中で制定されました。 配慮が必要なことが外見から分かりにくい人の社会参加を応援し、みんなに優しい環境づくりを進めることを目指しています。</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p>	<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>外見からは支援や配慮が必要なことが分からない方が、周囲に配慮が必要なことを知らせ、支援を受けやすくするためのマークです。 市役所でタグとヘルプカードを配布しています。</p>

西脇市福祉事務所

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1
TEL 0795-22-3111 FAX 0795-22-6037
MAIL syogai-fukushi@city.nishiwaki.lg.jp

